

基山中学校 部活動運営計画

① 部活動のねらい

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動において、スポーツや文化に親しむことで、体力の向上や学習意欲の向上、根気強く取り組もうとする強い意志（耐力）や社会性（礼儀・マナー）の向上を図る。

② 活動時間について

- 主たる活動について平日は最大2時間（完全下校が授業・帰りの会終了後2時間15分後）、土日は最大3時間とし、1週間で11時間を超えないことを原則とする。（前記の時間はスポーツ障害予防の目安及び精神的・肉体的負担を考慮したものであり、主たる活動において超えないように運営する。）
- 部活動全体の活動時間は下記の完全下校時間の15分前までとし、顧問が下校指導まで行う。
 - ・ウォーミングアップ、クールダウンに十分な時間を取り傷害の予防をする。
 - ・完全下校までに後片付けや着替え、顧問からの連絡を済ませ、時間に余裕をもって下校させる。

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
完全下校時刻	上旬	18:30	18:30	18:30	18:30	—	18:15
	下旬	18:30	18:30	18:30	18:30	18:15	18:00

月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
完全下校時刻	上旬	17:45	17:15	17:00	17:15	17:45	18:15
	下旬	17:30	17:15	17:00	17:30	18:00	18:15

※ 部活動全体の活動時間を顧問は適切に運営する。

③ 休養日について

- 原則1週間に2日以上、1か月に8日以上休養日を設定し、平日に少なくとも1日以上、土日に少なくとも1日以上休養日を設ける。
- 定期テスト、実力テスト・・・実施期間日数に準ずる。

④ 土日について

- 土曜日・日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、活動（練習、練習試合、大会参加等）が連続週にわたることがないように考慮する。（公式戦の勝ち上がりを除く）
- 土日に大会等がある場合は代替の休養日を平日に設ける。
- 大会等の場合は例外として最大活動時間の3時間を超えて活動してもよい。ただし、生徒の負担を考慮し、適切な休養を設ける。

⑤ 管理職や職員への連絡について

- 毎月20日までに「月別練習予定」を主幹教諭に提出する。
- 部活時間延長については大会前等に必要な場合、事前に管理職に相談や連絡を行い、職員連絡会・職員会議等で伝え、許可を得る。朝練習を行う場合も同様の手続きを行う。
＊県大会につながるもの
- 部活動指導員がいる顧問は毎月5日までに先月の活動報告を日誌に記入し、捺印の上主幹教諭に提出をする。

⑥ 更衣室、更衣場所について

- 更衣室を使用する部は各部で整理整頓をし、定期的に掃除を行う。
 - ・部室ではないことの確認をする。使い方が悪い場合は使用禁止もある。
 - ・更衣室を利用していない部は、それぞれの場所で更衣する。

⑦ 練習場所、道具について

- 使用後は必ずコート整備などを行い、練習環境を整える。
- 施設などは、学校からの貸し出しの道具であることの確認をさせる。

⑧ 部費について

- 保護者会がない部は、基本的には徴収しない。顧問が会計をもたないことを基本とするが、どうしても会計をしなければならない場合は、校長に報告すること。

⑨ 部活動入部金について（運動部）

- 部活動編成時に300円を徴収する。（中体連会費）
中体連会費（300円）は、部活動会計に納める。ただし、退部した場合は徴収した300円の払い戻しは行わない。また、入部したが退部し、違う部活動に再入部しなおした場合は、中体連会費を再度支払わなくてよい。

⑩ 朝練習について

- 必ず顧問が立ち会う。（制服登校）
 - ・7時30分～7時55分までとし、早く来過ぎないようにする。
 - ・8：00までには余裕をもって教室に入れるようにする。
- ＊テスト前、テスト期間中は朝の練習はしない。

⑪ 部活動改革について

- 基山町教育委員会の方針に基づき地域とともに中学生スポーツのよりよい環境の整備を行い、部活動の地域展開を順次進めていく。
- 地域の指導者の積極的参入を促すとともに、部活動運営体制の自立を促進する。